

町・県民税の申告相談



相談日	地区	対象区
2月16日(月)	折原	折原上郷、折原下郷、上平・下小路、立原
17日(火)		秋山、三品、平倉、山居、栃谷、五ノ坪
18日(水)		用土6、7、8、9、10
19日(木)	用土	用土1、2、3、4、5、11、12
20日(金)		伊勢原、谷津、蔵田、塚田、鷹ノ巣、西古里
22日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合のつかない方など)
23日(月)	男衾	男衾上郷南、男衾上郷北
24日(火)		男衾下郷、塚越
25日(水)		赤浜
26日(木)		中郷、牟礼、今市
27日(金)		市街地・西部
3月1日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合のつかない方など)
2日(月)	市街地・西部	茅町、花町、六供
3日(火)	西部	本宿、末野2、3、4
4日(水)		常木、菅原
5日(木)	全地区	町内全地区
6日(金)	鉢形	立ヶ瀬、三ヶ山、保田原、小園
9日(月)		木持、上の町、内宿、関山
10日(火)		上の原、露梨子
11日(水)	桜沢	本村、岩崎、中小前田
12日(木)		山崎、南飯塚、上組
13日(金)	全地区	町内全地区
16日(月)		町内全地区

町・県民税の申告相談が2月16日(月)から始まりますので、期間内に忘れずに申告を済ませてください。

また、本誌1月号と同時に配布した「所得申告受付(相談)のお知らせ」も併せてご覧ください。

申告期間/2月16日(月)～3月16日(月)

受付時間/午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

申告会場/役場6階会議室
その他/

- ・受付時間外は相談を受けることはできませんのでご注意ください。
- ・お住まいの地区の相談日に都合がつかない方は、申告期間内の都合のよい日にお越しください。
- ・所得税及び復興特別所得税の確定申告をする方は、町・県民税の申告をする必要はありません。

介護保険要介護認定者の障害者控除の特典

65歳以上(平成26年12月31日現在の要介護3～5の方、またはその方を扶養している親族の方は、税法上の障害者控除の適用を受けることができません。この場合、健康福祉課へ障害者控除対象者認定申請を行い、障害者控除対象者認定書を受けて、申告の際にお持ちいただくこととなります。詳細についてはお問い合わせください。

問い合わせ/健康福祉課(☎581・2121内線123・124)へ。

申告と納税の期限等

種別	申告期限・納期限*1	口座振替日*2
所得税及び復興特別所得税	3月16日(月)	4月20日(月)
消費税及び地方消費税(個人事業者)	3月31日(火)	4月23日(木)
贈与税	3月16日(月)	

- *1 申告書の提出後、税務署から納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納期限までに納付書に現金を添えて、お近くの金融機関で納付してください。
- *2 振替納税は、申告期限までに申告書を提出した方に限り利用できます。また、事前に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の提出が必要ですので、新規申し込みの方、金融機関や口座を変更する方、転居等により所轄税務署が変わった方は、3月16日(月)までに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出してください。

熊谷税務署からのお知らせ

確定申告受付のご案内
平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談や申告書の受付

申告相談に「お持ちいただくもの」

- ・印鑑(采肉を付けて押すタイプのもの)
- ・所得金額を証明できるもの(源泉徴収票や収支内訳書等)
- ・各種保険料控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料等)を受ける方は、その控除証明書
- ※日本年金機構から送付された国民年金の控除証明書がある方は、必ず持参してください。
- ※町の国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険に加入されている方は、相談受付時に申し出てください。
- ・配偶者特別控除の適用を受ける方は、配偶者の所得金額を証明できるもの
- ・医療費控除を受ける方は、医療費の領収書と金額をまとめた明細書
- ・寄附金控除を受ける方は、領収書等の証明できるもの
- ・障害者控除を受ける方は、障害者手帳など
- ・税務署から申告書、申告のお知らせなどが送られてきた方は、その申告書、はがき
- ・還付申告の場合、還付金振込先となる本人名義の金融機関の口座がわかるもの
- ・その他、申告に必要と思われるもの

町の申告会場では受け付けられない申告

- ・所得税及び復興特別所得税の確定申告をされる方のうち、次に該当する方は対象年中的すべての所得(給与、年金等がある方はそれらも含む)を税務署で申告してください。
- ・譲渡所得(土地・建物・株式等の譲渡)

納税証明書の請求する方へ

2月、3月は確定申告期間のため、平成26年分の納税証明書を請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの方は、納税証明書の請求時に税務署受付日付印のある申告書控(電子申告書)と納税したときの領収証書(原本)を持参してください。

請求窓口/熊谷税務署管理運営部門
請求に必要なもの/

- ・収入印紙、または現金(1税目1年程度1枚につき400円)
- ・本人(法人の場合は代表者)、または代理人を確認できる書類(運転免許証など顔写真付きの書類。顔写真のない書類の場合は、種類の異なる2枚の書類の提示が必要となります)
- ・印鑑(法人の場合は代表者印、代理人の場合は代理人印)
- ・代理人が来署する場合は、本人(法人の場合は代表者)からの委任状

※e-Taxでオンライン請求することもできます。なお、自宅等からオンラインで請求し、税務署窓口で納税証明書を受け取る場合には、電子証明書等が必要となりますので、ぜひご利用ください。詳しくはe-Taxホームページ(http://www.e-tax.nta.go.jp/)をご覧ください。

問い合わせ/熊谷税務署(☎521・4032)へ。

税務課からのお願い

申告期間中は、担当職員全員が相談会場へ向かっていますので、申告相談は相談会場でお願います。

所得金額を証明できるもの(源泉徴収票、支払調書、収支内訳書等)については、平成26年中のすべてのものをお持ちください。その際、給与明細や振込通知ではなく、必ず源泉徴収票をお持ちください。源泉徴収票がない場合は、支払者から再発行を受けてください。

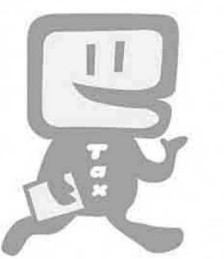
医療費控除を受ける方は、医療機関ごと、かかった人ごとの領収書の合計額を明細書にまとめてからお越しください(生命保険や社会保険等によって補填された額がある場合は、その合計額も明細書にまとめてください)。明細書が作成されていないと申告ができません。なお、インフルエンザ等の予防接種、治療につながる検査、美容目的の医療や文書代等は医療費控除の対象となりませんので算入しないようご注意ください。(明細書は本誌1月号と同時に配布した「所得申告受付(相談)」

は、2月16日(月)～3月16日(月)です。なお、熊谷税務署会場では、平日(月～金曜日)以外でも2月22日(日)と3月1日(日)に限り、確定申告書用紙の配布や申告相談、申告書の受付、納付相談を行います(現金納付、納税証明業務は行いません)。

申告書を作成するときは

国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)の「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額を入力すれば、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税等の申告書を作成できます。作成したデータは、プリントアウトして郵送等で提出できます。

また、作成したデータをe-Tax(電子申告)により送信することで、自宅等で申告することができます。e-Taxをご利用いただく、添付書類の提出省略や3週間程度で還付が受けられるなどのメリットがありますので、ぜひご利用ください。



国税庁 e-Tax のキャラクターイータ君

問い合わせ/熊谷税務署(☎521・4032)へ。